

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした 第三者への情報提供について

患者様、利用者様の個人情報保護につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「本法」という。）に従い、以下のように取り扱います。

当院が保有する個人データについて、原則として、本人に通知等している利用目的とは異なる目的で利用し、又は、本人の同意なく第三者に提供することは禁じています。

しかしながら、本法第 16 条第 3 項、第 23 条第 1 項に該当する場合には、例外として、本人の同意を得ることなく、目的外利用や第三者への提供が求められますので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、下記の場合等はこれらの例外適用を行います。

記

- 1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、介護保険法等の他の「法令に基づく場合」
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3) 厚生労働省、保健所等の機関からの情報提供の要請が、当該機関が所轄する法令の定める事務の実施のために行われるものであり、これに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

以上

2020 年 8 月 26 日

松江生協病院
院長 高濱 顕弘